

県立学校家族休暇制度の試行について

令和7年10月6日

県立那覇工業高等学校定時制課程
県教育庁県立学校教育課

1 目的

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられていることから、子どもたちの平日の休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間を確保するため、「県立学校家族休暇制度」を試行的に導入します。

2 制度の概要

保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います。(別途定める「取得できない日」を除く)

3 試行期間

令和7年10月1日～令和8年3月31日

4 取得できる日数

試行期間中3日まで（1日単位・分散取得可）

5 取得日の取扱い

出席停止・忌引等（欠席にはなりません）

6 取得できない日

学級・HR、学年、学校全体の活動がある日

例1 始業式・修了式・入学式・卒業式・その他学校行事のある日

例2 中間テスト・期末テスト・単元テストなど各種テストの実施日

注）本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足となる場合は、取得できません。

7 対象となる活動

保護者ととともに過ごす活動であること以外、特に制限はありません。（例 家族旅行等）

8 届出手続き、届出期限

取得希望日の1週間前までに担任に届け出てください。

※ただし、給食費の返金はできませんのでご注意ください。

9 授業への対応

自主学习での対応となり、補習等はいりません。

10 安全確保（保護者へ）

家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者の皆様に幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。また、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。

11 アンケートの実施（保護者へ）

本制度の課題等を把握するため、学年末頃を目途にアンケートを実施します。ご協力よろしくお願いします。

【お問い合わせ先】

■制度全般に関すること

県教育庁県立学校教育課 電話：098-866-2715

■届出手続き等に関すること

県立那覇工業高等学校 電話：098-877-6144



※詳しくは教育庁HP掲載の資料をお読みください。 ↑